

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 江南市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江南市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 江南市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、江南市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会の運営に関すること。

(組織)

第4条 策定委員会は、子どもの読書活動の推進に関係する部課、機関及び市民から公募した委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、推進計画が策定されるまでとする。
- 3 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は教育部長を、副委員長は生涯学習課長をあてる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(策定委員会の招集)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を策定委員会の会議に出席させることができる。

(江南市子ども読書活動推進計画策定ワーキンググループ)

第6条 策定委員会に、推進計画の策定に係る実務を担当する江南市子ども読書活動推進計画策定ワーキンググループを置く。

2 江南市子ども読書活動推進計画策定ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務を処理するために、事務局を教育部生涯学習課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関する必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 江南市子ども読書活動推進計画策定ワーキンググループ設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、江南市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、江南市子ども読書活動推進計画策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 ワーキンググループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 江南市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に係る実務に関すること。
- (2) その他ワーキンググループの運営に関すること。

### (組織)

第3条 ワーキンググループは、子どもの読書活動の推進に係る部課及び関係機関の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、推進計画が策定されるまでとする。
- 3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダー各1人を置く。
- 4 リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故のあるとき、またはリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

### (ワーキンググループの招集)

第4条 ワーキンググループは、リーダーが招集する。

- 2 リーダーは、必要に応じ会議事項等を策定委員会へ報告する。

### (事務局)

第5条 ワーキンググループの事務を処理するために、事務局を教育部生涯学習課に置く。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループに関する必要な事項は、リーダーが定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。